

主な償却資産の耐用年数表

(固定資産税における耐用年数)

固定資産税(償却資産)における耐用年数は、総務大臣の告示である『固定資産評価基準』で定められており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表に掲げる耐用年数によるとされています。

※この耐用年数表は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定められている内容の一部を抜粋したものです。

※法人税・所得税における取扱いについては税務署等へご確認ください。

目次

	ページ
・ 構築物・建物附属設備 工具……………	1
・ 器具・備品……………	2
・ 機械・装置……………	3~4
・ 中古の償却資産……………	4

資産の種類 1

構築物・建物附属設備

構築物	細目	(年) 耐用年数
舗装道路及び 舗装路面	コンクリート、ブロック敷	15
	アスファルト敷	10
緑化施設及び 庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
門・塀	ブロック造のもの	15
	金属造のもの	10
看板 (野立看板)	金属造のもの	20
	その他のもの	10
倉庫・作業所	主として木造のもの	15
仮設・掘立造の 簡易建物		7
農業用等 (畦畔やビニ ールハウス等)	主としてコンクリート造、 レンガ造、石造又はブロック 造のもの	
	〔・果樹棚又はホップ棚 ・その他のもの	14 17
	主として金属造のもの	14
	主として木造のもの	5
	土管を主としたもの	10
	その他のもの	8

建物附属設備	細目	(年) 耐用年数
電気設備(照 明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水、衛生 ガス設備		15
冷暖房、通風 又は ボイラー設備 (ダクトを通じて 広範囲にわたっ て冷暖房するも の)	冷暖房設備	
	〔・冷凍機出力22kw以下 ・その他のもの	13 15
屋外消火栓		8
昇降機設備	エレベーター	17
店用簡易装備	カウンター、内装、ショー ウィンドウ	3
アーケード 又は日よけ 設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
看板 (そで看板)	主として金属製	18
	その他のもの	10

資産の種類 5

車両・運搬具

構造・用途	細目	(年) 耐用年数
フォークリフト		4
トラック	金属製のもの	5
	その他のもの	3

資産の種類 6

工 具

構造・用途	細目	(年) 耐用年数
測定工具、 検査工具 (電気・電子を 利用するもの を含む)		5
	治具、 取付工具	3
型 (型枠を含む。) 鍛圧工具、 打抜工具	プレス、その他 の金属加工用金 型、合成樹脂、 ゴム・ガラス成形 用金型及び铸造 用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2

資産の種類 6

器具・備品

(年)

構造・用途	細目	耐用年数	
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品 (他に掲げてあるものを除く。)	事務机、事務いす、キャビネット 〔・主として金属製のもの ・その他のもの〕	15 8	
	応接セット 〔・接客業用のもの ・その他のもの〕	5 8	
	ベッド	8	
	陳列棚、陳列ケース 〔・冷凍機又は冷蔵機付きのもの ・その他のもの〕	6 8	
	その他の家具 〔・接客業用のもの ・その他のもの ↳・主として金属製のもの ↳・その他のもの〕	5 15 8	
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5	
	冷房用・暖房用機器	6	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機 その他これらに類する電気・ガス機器	6	
	水冷蔵庫、冷蔵ストッカー (電気式のものを除く。)	4	
	カーテン、座布団、寝具等の繊維製品	3	
	じゅうたんその他の床用敷物 〔・小売業用、接客業用のもの ・その他のもの〕	3 6	
	室内装飾品 〔・主として金属製のもの ・その他のもの〕	15 8	
	食事・厨房用品 〔・陶磁器製・ガラス製のもの ・その他のもの〕	2 5	
	その他のもの 〔・主として金属製のもの ・その他のもの〕	15 8	
	事務機器、通信機器	謄写機器、タイプライター 〔・孔版印刷・印刷業用のもの ・その他のもの〕	3 5
		電子計算機 〔・パソコン (サーバー用のものを除く。) ・その他のもの〕	4 5
		複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機 タイムレコーダー その他これらに類するもの	5 5
		その他の事務機器	5
		テレタイプライター、ファクシミリ	5
		インターホン、放送用設備	6

構造・用途	細目	耐用年数	
事務機器、通信機器	電話設備その他の通信機器 〔・デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備 ・その他のもの〕	6 10	
	時計、試験機器、測定機器	10 5 5	
光学機器、写真製作機器	カメラ、望遠鏡、引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	5 8	
看板、広告器具	看板、ネオンサイン	3	
容器、金庫	マネキン人形、模型	2	
	ボンベ 〔・溶接製のもの ・鍛造製のもの ↳・塩素用のもの ↳・その他のもの〕	6 8 10	
	ドラム缶・コンデナー その他の容器 〔・大型コンテナ(長さが6m以上のものに限る。) ・その他のもの ↳・金属製のもの ↳・その他のもの〕	7 3 2	
	金庫 〔・手提げ金庫 ・その他のもの〕	5 20	
	理容・美容機器		5
医療機器	レントゲンその他の電子装置を使用する機器 〔・移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器 ・その他のもの〕	4 6	
	消毒殺菌用機器	4	
	手術機器	5	
	調剤機器	6	
	歯科診察用ユニット	7	
	光学検査機器 〔・ファイバースコープ ・その他のもの〕	6 8	
	ハードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6	
	その他のもの 〔・陶磁器製、ガラス製のもの ・主として金属製のもの ・その他のもの〕	3 10 5	
	娯楽・スポーツ器具	碁、将棋、その他の遊戯具	5
		スポーツ具	3
前掲のもの以外のもの	自動販売機	5	
	小型除雪機 消火器	10 10	

資産の種類 **2**

機械・装置

(年)

構造・用途	細目	耐用年数
1.食料品製造業用設備		10
2.飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
3.繊維工業用設備	炭素繊維製造設備	
	・黒鉛化炉	3
	・その他の設備	7
	その他の設備	7
4.木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備		8
5.家具又は装備品製造業用設備		11
6.パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
7.印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	新聞業用設備	
	・モノタイプ、写真又は通信設備	3
	・その他の設備	10
	その他の設備	10
8.化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
	塩化りん製造設備	4
	活性炭製造設備	5
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5
	半導体用フォトリソ製造設備	5
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5
	その他の設備	8
9.石油製品又は石油製造業用設備		7
10.プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)		8
11.ゴム製品製造業用設備		9
12.なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9
13.釜業又は土石製造業用設備		9
14.鉄鋼業用設備	表面処理銅材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備	9
	その他の設備	14

構造・用途	細目	耐用年数
15.非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
	その他の設備	7
16.金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
	その他の設備	10
17.はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(第20号及び第22号に掲げるものを除く。)		12
18.生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用設備(次号及び第21号に掲げるものを除く。)	金属加工機械製造設備	9
	その他の設備	12
19.業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。)		7
20.電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	6
	プリント配線基板製造設備	6
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
	その他の設備	8
21.電気機械器具製造業用設備		7
22.情報通信機械器具製造業用設備		8
23.輸送用機械器具製造業用設備		9
24.その他の製造業用設備		9
25.農業用設備		7
26.林業用設備		5
27.漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)		5
28.水産養殖業用設備		5
29.鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	
	・坑井設備	3
	・掘さく設備	6
	・その他の設備	12
	その他の設備	6
30.総合工業用設備		6

(年)

構造・用途	細目	耐用年数
31.電気業用設備	電気業用水力発電設備	22
	その他の水力発電設備	20
	汽力発電設備	15
	内燃力又はガスタービン発電設備	15
	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備:	
	・需要者用計器	15
・柱上変圧器	18	
・その他の設備	22	
31.電気業用設備	鉄道又は軌道業用変電設備	15
	その他の設備	
	・主として金属製のもの	17
・その他のもの	8	
32.ガス業用設備	製造用設備	10
	供給用設備	
	・铸铁製導管	22
	・铸铁製導管以外の導管	13
	・需要者用計量器	13
	・その他の設備	15
その他の設備		
・主として金属製のもの	17	
・その他のもの	8	
33.熱供給業用設備		17
34.水道業用設備		18
35.通信業用設備		9
36.放送業用設備		6
37.映像、音声又は文字情報制作業用設備		8
38.鉄道業用設備	自動改札装置	5
	その他の設備	12
39.道路貨物運送業用設備		12
40.倉庫業用設備		12
41.運輸に附帯するサービス業用設備		10
42.飲食料品卸売業用設備		10
43.建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売設備(貯蔵を除外。)	13
	その他の設備	8
44.飲食料品小売業用設備		9
45.その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	その他の設備	
	・主として金属製のもの	17
・その他のもの	8	
46.技術サービス業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	計量証明業用設備	8
	その他の設備	14
47.宿泊業用設備		10
48.飲食店業用設備		8

構造・用途	細目	耐用年数
49.洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
50.その他の生活関連サービス業用設備		6
51.娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11
	遊園地用設備	7
	ボウリング場用設備	13
	その他の設備	
	・主として金属製のもの	17
・その他のもの	8	
52.教育業(学校教育業を除く。)又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5
	その他の設備	
・主として金属製のもの	17	
・その他のもの	8	
53.自動車整備業用設備		15
54.その他のサービス業用設備		12
55.前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10
	その他の設備	
・主として金属製のもの	17	
・その他のもの	8	

中古の償却資産

○耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数の20%相当の年数
○耐用年数の一部を経過した資産 耐用年数から経過年数を差引き、経過年数の20%に相当する年数を加える。
どちらの場合も計算結果から1年未満の端数は切り捨てる。ただし、減価償却の原理上、計算結果が2年に満たない場合は耐用年数を2年とする。